

## 平成目安箱への回答 No.7 「不当な固定資産税の減免を止め、税収を増やす」について

担当主管課：税務課資産税係（内線 255・256）

要望等内容	回答
<p>予算不足で学校の部活の予算が削られ、運動具や楽器の購入もままならない現況に、親でなくともどうしたものかと思案を巡らせる。財政改革は、増税はさておき、まず歳出削減からというのは国も大磯町も同じであろう。そこで増税なしに税収を増やす妙案がある。</p> <p>1 課税が禁止されているところからは・・・取ってはいけない ある障がい者福祉作業所が、利用者の工賃アップを目標として、日本郵便の年賀寄付金の補助金500万円を基に作業施設を作ったところ、早速に税務課がやってきて、面積の測定など固定資産税の徴収の準備を始めた。</p> <p>ある人に、福祉事業は非課税のはずと教えられ調べたところ、その通りに課税は禁止されていて、別の建物の、数年に亘り支払っている固定資産税も、実は違法な徴収だったことが判明した。コンプライアンス（法令順守）には注意されたい。</p> <p>2 課税すべきところからは・・・取らなくてはならない 地方税法第367条（固定資産税の減免）により、減免（税額の免除）が認められるのは次の3つの場合と定められている。</p> <p>(1) 天災等特別の事情がある場合において減免を必要とする者 (2) 貧困に因り生活のため扶助を受ける者 (3) その他特別の事情がある者（公益のために直接専用する固定資産も含む）</p> <p>それなのに特定の団地の浄化槽に公益性があるとして固定資産税の減免を行っている。公益上の減免は、租税負担の公平の観点からみて、減免を相当する程度の強い公益性がある場合、すなわち、当該固定資産がその性質上、担税力を生み出さないような用途（道路、公園など）に使用されている場合に限って減免を行うことができる。そうだとすると、団地浄化槽は、明らかに課税の対象であり、減免の対象ではない。</p> <p>そもそも、ごく一部の特定の浄化槽だけが減免を受けることは、税の公平性の原則からすれば重大な問題であり、その減免を知っている者だけが公表されないことをいいことに、既得権益的に減免を続けている。従ってこれを撤廃すれば、不公平が解消されるうえに税収も増える。一石二鳥とはこのことだ。</p> <p>気概を持って速やかに本年度分から改めることだ。違法行為なので「検討します」との結論の先送りは許されない。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、平成26年7月30日付けでお寄せいただいた御意見につきまして、回答させていただきます。</p> <p>「1 課税が禁止されているところからは・・・取ってはいけない」につきまして、固定資産税は課税、非課税を問わず地方税法第408条（固定資産の実地調査）及び第409条（固定資産の評価）に基づき調査を行うことが必要とされています。</p> <p>ご指摘のあった事例については、この調査の際に町担当者から所有者の方へ家屋の使用目的及び用途等についての確認が不十分だったため、非課税の適用がされませんでした。</p> <p>今後は、固定資産の調査の際に使用目的及び用途等についての十分な確認を行ない、非課税制度につきまして説明及び適用を行って参ります。</p> <p>「2 課税すべきところからは・・・取らなくてはならない」につきまして、固定資産税の減免につきましては、地方税法第367条の規定により、「天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより減免することができる」と定められております。大磯町町税条例及び大磯町町税減免取扱規程等においても減免に関する事項が定められており、この内容に基づき減免を行っております。</p> <p>減免の適用に際しましては、申請書等の内容に基づき、納税義務者の経済状況や固定資産の形態及び利用実態等について確認を行い、目的や用途によって全部又は一部について減免の決定をしておりますので御理解願います。</p>

目安箱受付日：H26. 7. 30

揭示日：H26. 8. 27